

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年7月14日提出
【計算期間】	第6期（自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日）
【ファンド名】	第4回 野村短期公社債ファンド (以下「ファンド」といいます。なお、「野村短期公社債ファンド 第4回」 という場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)を中心とする内外の公社債を実質的な主要投資対象^{※1}とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうことを基本とします。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- ◆各期毎に、各期初の日本円1年金利^{※2}の水準を上回る投資成果を目指します。
- ◆日本円1年LIBORをベンチマークとします。

※1 ファンドは、円建ての外国籍の投資信託である「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 各期毎に、ファンドが目指す各期初の日本円1年金利に対する超過収益率を定めます。

各期初の日本円1年金利は、当面、各期初以降、ロンドンにおいて公表される日本円1年LIBORとします。

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

＜商品分類＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（第4回 野村短期公社債ファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年1月1日現在）

＜商品分類表定義＞

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産(収益の源泉)による区分〕

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

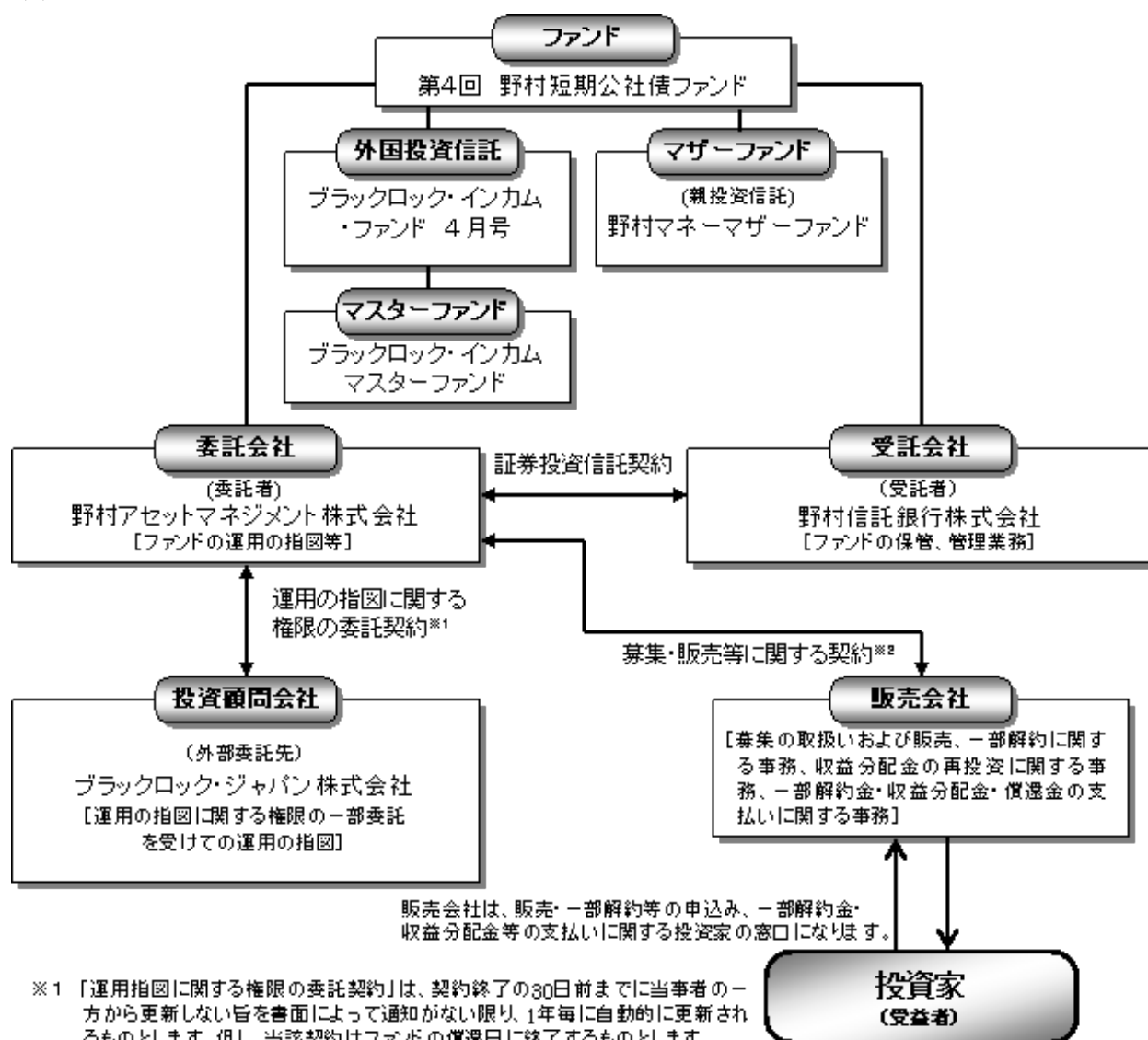
〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】

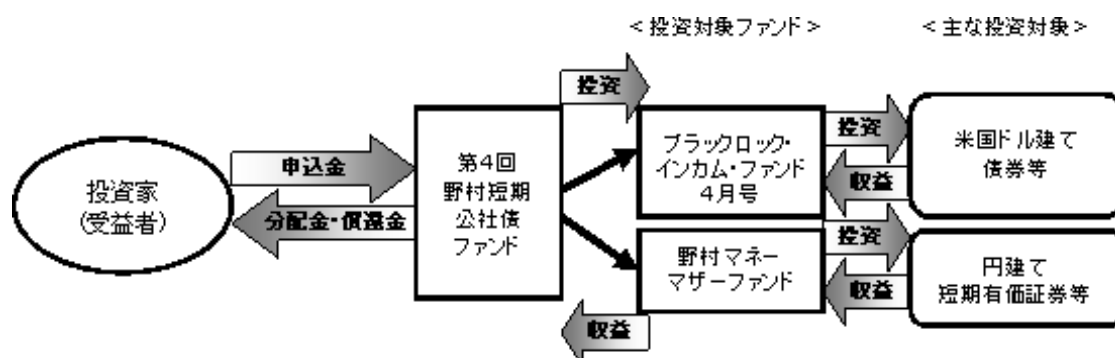


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ファンド・オブ・ファンズ方式について■

ファンドは「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」および「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

※「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」は、実際は「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行います。

委託会社の概況

■委託会社■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成21年5月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行
・大株主の状況(平成21年5月末現在)	

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

（参考）

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関（「株式会社証券保管振替機構」とします。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

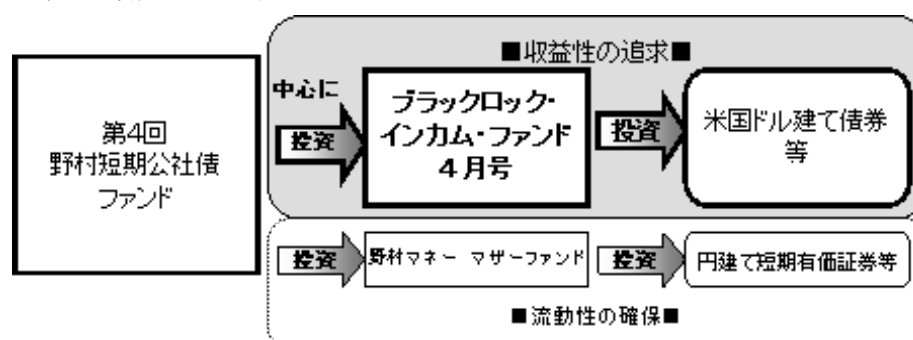
2【投資方針】

(1)【投資方針】

- [1]「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」への投資を通じて主に収益性の追求を図り、「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて主に流動性の確保を図ります。

◆「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては、「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」への投資を中心とします[※]が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」は、実際は「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等を実質的に投資を行ないます。詳しくは後述の「(参考)」の『[1]投資対象とする外国投資信託について』及び『[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」および「ブラックロック・インカム マスターファンド」の投資目的等について』をご参照ください。
- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。詳しくは「(参考)[3]マザーファンドの概要」をご参照ください。

- [2]ファンドの実質的なポートフォリオの主な特徴は以下の通りです。

金利変動リスク	・ポートフォリオのデュレーションは、通常、－0.5年～＋1.75年の範囲内に維持することを基本とします。
信用リスク	・ポートフォリオの平均格付は、通常、A+以上とします。 ・主として投資時点において、BBB－相当以上の格付を有する公社債(投資適格格付公社債)に投資します。 ・投資適格格付未満の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B－相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。
為替リスク	・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

※詳しくは後述の「(参考)」の『[1]投資対象とする外国投資信託について』及び『[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」および「ブラックロック・インカム マスターファンド」の投資目的等について』をご参照ください。

[3]各期毎に、各期初の日本円1年金利[※]の水準を上回る投資成果を目指します。

◆各期毎に、ファンドが目指す各期初の日本円1年金利に対する超過収益率を定めます。

※各期初の日本円1年金利は、当面、各期初以降、ロンドンにおいて公表される日本円1年LIBORとします。

なお、ファンドは、日本円1年LIBORをベンチマークとします。

[4]「ブラックロック・ジャパン株式会社」に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

◆運用にあたっては、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

- ◆ 委託する範囲 : 外国投資信託受益証券の運用
- ◆ 委託先名称 : ブラックロック・ジャパン株式会社
- ◆ 委託先所在地 : 東京都千代田区
- ◆ 委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、年10,000分の9以内の率で、当面、次の率を乗じて得た額とします。ただし、年10,000分の9の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

（平均純資産総額）	（率）
500億円以下の部分	年10,000分の6
500億円超の部分	年10,000分の4

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

米国ドル建て債券（米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など）を中心とする内外の公社債を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうことを基本とします。

※ファンドは、円建ての外国籍の投資信託である「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」（英領ケイマン諸島籍）および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者(委託者から運用の権限委託を受けた者を含みます。以下、「③金融商品の指図範囲」から「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (5)投資制限」までにおいて同じ。)は、信託金を、主として円建の外国投資信託であるBlackRock Income Fund April Series(以下「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」といいます。)および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

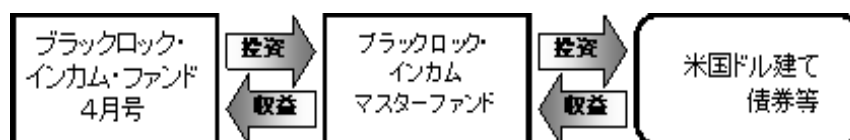
1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2) 投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)

[1]投資対象とする外国投資信託について

《ブラックロック・インカム・ファンド 4月号の概要》

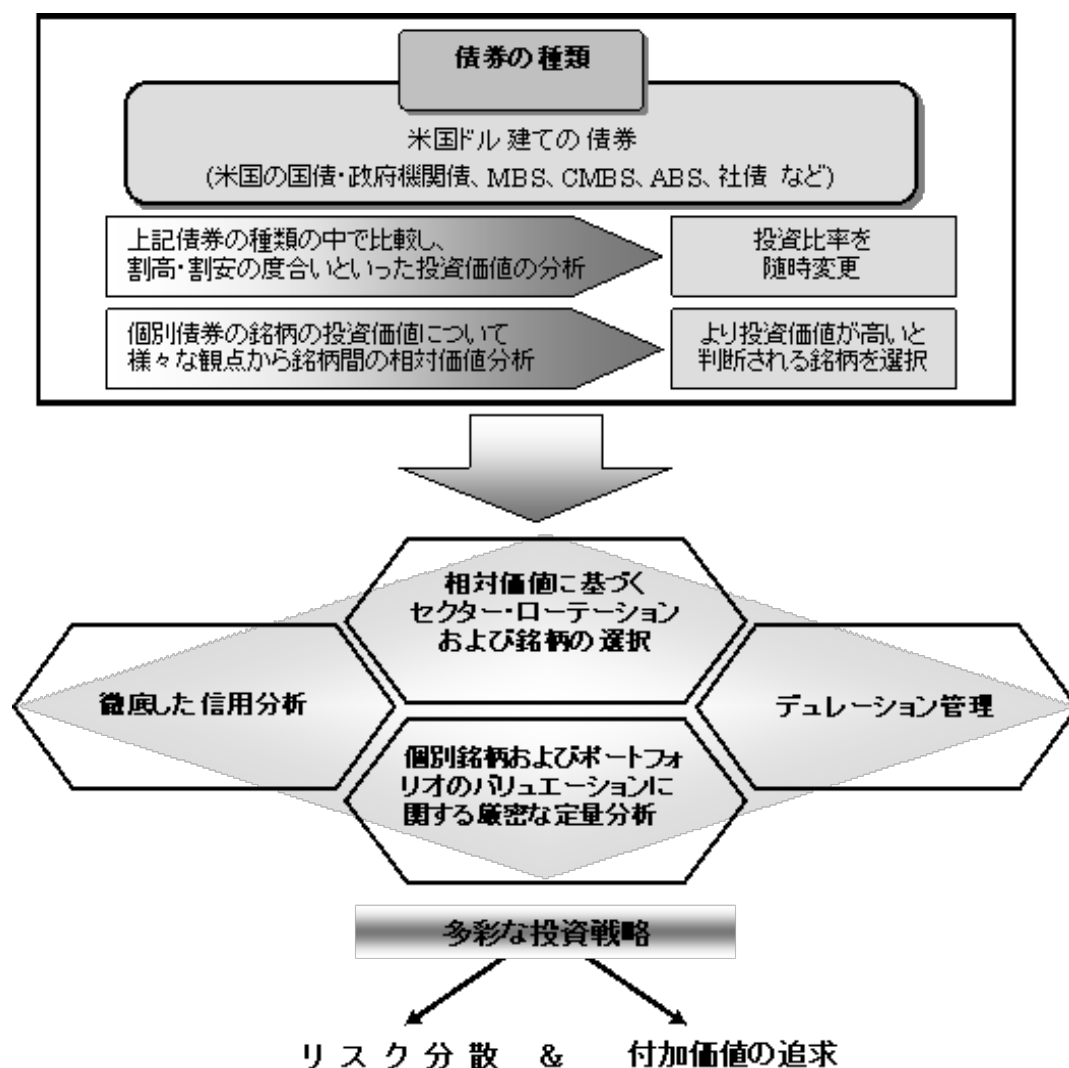
- ◆米国のBlackRock Financial Management Inc.(ブラックロック ファイナンシャル マネジメント インク：ブラックロック社)が運用を行なう、英領ケイマン諸島籍の外国投資信託です。
- ◆主として「ブラックロック・インカム マスターファンド」受益証券への投資を通じて、米国ドル建て債券(米国の国債・政府機関債、MBS、CMBS、ABS、社債など)により構成される分散ポートフォリオへ実質的に投資することにより、日本円1年LIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。



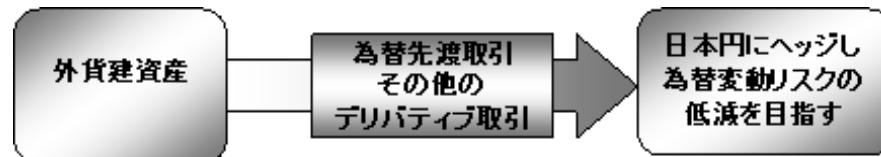
※「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」は、実際は「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等を実質的に投資を行ないます。従って、以下特に断りのない限り、「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」による「米国ドル建ての債券等」への投資についての記述は、「ブラックインカム・マスターファンド」への投資を通じたものを含む実質ベースでの記述です。

- ◆ポートフォリオの構築に当たっては、ブラックロック社が培った債券運用のノウハウを活用します。

■ブラックロック社は以下の点に重点をおいた投資戦略および意思決定プロセスを用います■



- ◆ポートフォリオの平均格付は、通常、A+以上とします。
- ◆主として投資時点において、BBB－相当以上の格付を有する公社債(投資適格格付公社債)に投資します。
- ・投資する公社債は、主として、投資時点において、ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社またはフィッチ社のいずれかからBBB－もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、もしくは投資顧問会社(ブラックロック社)がそれらと同等の信用格付状況にあると判断するものとします。
 - ・投資適格格付未満の公社債への投資は、純資産総額の5%以内とし、B－相当以上の格付を有する公社債に限り投資できるものとします。
 - ・格付機関により異なる格付が付与されている場合、その中の高い方の格付と同等の格付をもっているものと見なします。
- ◆ポートフォリオのデュレーションは、通常、－0.5年～＋1.75年の範囲内に維持することを基本とします。
- ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を目指します。
- ・通貨エクスポージャー(為替変動リスクにさらされている部分)に関する基本的な方針は、日本円以外の通貨のほとんどすべてのエクスポージャーを為替先渡し取引、その他のデリバティブ取引を用いて日本円にヘッジすることです。



※外貨建資産について、常時100%ヘッジできるとは限らないため、為替変動リスクが全く排除されるわけではありません。

《ブラックロック社について》

ブラックロック社の債券運用スタイル

◆BlackRock Financial Management Inc.(ブラックロック ファイナンシャル マネジメント インク：ブラックロック社)は、顧客のリスク許容度や運用ニーズ、ベンチマークに応じた幅広い債券運用商品を提供しています。

- ・金利変動リスクを厳格に維持・管理
- ・相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーション

◆その運用スタイルは、金利の方向性・タイミングに多くを依存せず、デュレーション(金利変動リスク)を一定範囲内に厳格に維持・管理した上で、相対価値分析に基づく積極的なセクター・ローテーションを行なって運用することにあります。

ブラックロック社の債券運用プロセス

◆下記の分析・管理に基づいて、経験と専門性を有するポートフォリオ・マネージャーが投資判断を行ないます。

- ・相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
- ・デュレーション(金利変動リスク)の管理
- ・証券やポートフォリオの厳密な定量的価値分析

ブラックロック社の会社概要

ブラックロック社は、ブラックロック・インク(BRI)の完全保有子会社です。BRIは、NY証券取引所に上場されています。BRIは、その様々な資産運用子会社(総称して「ブラックロック」といいます。)を通じて投資運用サービスを提供しています。

設 立 : 1988年

事業内容 : 世界中の顧客に、債券・短期金融資産・株式の運用およびオルタナティブ投資のサービスを提供しています。加えて、資本市場に関する知識および専門技術を独自のリスク・マネジメントのシステムおよびテクノロジーと結合させた、リスク・マネジメント・サービスの主要な提供者でもあります。ブラックロック社は、グローバルな投資運用およびリスク・マネジメントのサービス提供における最大手の1つです。

[2]外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」および「ブラックロック・インカム マスターファンド」の投資目的等について

「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」は、実際は「ブラックロック・インカム マスターファンド」への投資を通じて米国ドル建て債券等に実質的に投資を行ないます。

1.投資目的

「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」(以下「投資先ファンド」といいます。)は日本円1年LIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。

受託会社は、各計算期間毎の「運用の目標とする日本円1年LIBORに対する超過収益率」を前計算期間末までに発表します。

この投資目的を達成するために、投資先ファンドは、通常の状態においてはすべての資産を「ブラックロック・インカム マスターファンド」(以下「マスターファンド」といいます。)受益証券へ投資し、さらに日本円1ヵ月LIBORを支払い、日本円1年LIBORを受け取るスワップ取引を締結します。

マスターファンドは、主として米国ドル建ての債券により構成される分散ポートフォリオへ投資し、そのほとんどを日本円にヘッジすることで、日本円1ヵ月LIBORを上回る収益を安定的に達成することを投資目的とします。

マスターファンドは、日本円以外の通貨のエクスポージャーを、通貨間の取引を通じて、日本円にヘッジするものとします。

この投資目的を達成するために、投資顧問会社は、後述の「投資方針」および「投資制限」の範囲内で、

- (i)相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択、
- (ii)デュレーション管理、
- (iii)個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析、
- (iv)徹底した信用分析、

に重点をおいた投資戦略および意思決定プロセスを用います。

※「相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択」とは、投資先ファンドの実質的な主要投資対象である米国国債等、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、社債などの債券のセクター分類の中で、セクター間で比較した場合の割高・割安の度合いといった投資価値の分析(セクター間の相対価値分析)に基づいて投資比率を随時変更(ローテーション)していくこと、ならびに個別債券の銘柄の投資価値について様々な観点から比較分析(銘柄間の相対価値分析)を行ない、より投資価値が高いと判断される銘柄を選択していくことです。

上記(i)～(iv)に重点をおいた投資戦略および意思決定プロセスに基づいて導き出された多様な「具体的投資戦略」を分散して構築することで、投資戦略自体のリスク分散をはかりつつ、付加価値の追求を目指します。

2.投資方針

(A)適格投資対象

投資先ファンドは、主としてマスターファンド受益証券へ投資します。投資先ファンドはマスターファンドにおける投資を通じて、間接的に以下の適格投資対象に投資を行います。

1. 米国国債および米国の政府機関が発行する債券(以下「米国国債等」といいます。)
2. モーゲージ・バック証券(下記に規定します。)
3. コマーシャル・モーゲージ・バック証券(下記に規定します。)
4. アセット・バック証券(下記に規定します。)
5. 米国および米国以外の企業およびその他の発行体によって発行された債券
6. 米国以外の政府および国際機関によって発行された債券
7. レポ取引、リバースレポ取引(現金担保付債券貸借取引)および三者間レポ取引

上記に加えて、投資先ファンドは直接的に、あるいはマスターファンドを通じて間接的に以下の適格投資対象に投資を行います。

8. 現金等価の投資対象(下記に規定します。)
9. デリバティブ取引(証券、金利、通貨および指数に関する先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引およびキャップ・フロアー取引を含みますが、これらに限定されません。)
10. 受託会社と協議の上、投資目的に鑑み適切かつこれに合致していると判断されるその他の投資対象

「モーゲージ・バック証券」は、一般に、住宅用不動産に対し第1抵当権および第2抵当権によって担保された住宅モーゲージ・バック証券およびこれと同等の性質をもった証券からなります。

「コマーシャル・モーゲージ・バック証券」は、産業・倉庫不動産、オフィスビル、店舗およびショッピング・モール、集合住宅および共同アパートメント、ホテルおよびモーテル、養護施設、病院、老人ホーム、農業施設等の商業用不動産により担保されたモーゲージ・ローンおよびモーゲージ・ローンのプールを裏付けとするマルチクラスの債務証券またはパススルー証券です。

「アセット・バック証券」は、クレジットカード債権、自動車ローンおよびホーム・エクイティ・ローンなどの、一般的にモーゲージ以外の金銭債権によって担保されたアセット・バック証券およびこれらと同等の性質を持った証券からなります。

「現金等価の投資対象」は、実効デュレーションで1年以内または加重平均年限でみて1年以内もしくはスプレッドデュレーションでみて1年以内の証券等をいいます。この「現金等価の投資対象」には、短期の米国国債等やCP(コマーシャル・ペーパー)、銀行債務証券・預金等、割引国債・割引政府機関債および投資顧問会社により適切と判断されるその他の短期金融資産が含まれます。

マスターファンドは、適格投資対象のいずれにも、その資産の100%を上限として投資できますが、日本の金融商品取引法に基づく有価証券の定義に該当する証券への投資比率は、マスターファンドの総資産の50%超としなければ

なりません。

(B)通貨ヘッジ

通貨エクスポージャーに関する投資先ファンドの基本的な方針は、直接的にあるいはマスターファンドへの投資を通じて間接的に、投資先ファンドの日本円以外の通貨のほとんどすべてのエクスポージャーを為替先渡取引および／または、その他のデリバティブ取引を用いて、日本円にヘッジすることです。マスターファンドの日本円以外の通貨のほとんどすべてのエクスポージャーは、為替先渡取引および／または、その他のデリバティブ取引を用いて、マスターファンドにおいて、日本円にヘッジされることが意図されています。

※日本円以外の通貨のほとんどすべてのエクスポージャーを日本円にヘッジすることを基本としていますが、常時100%為替変動リスクを排除できるとは限りません。

(C)デュレーションに関する方針

投資先ファンドのポートフォリオのネットのデュレーションは、通常、－0.5年から1.75年の範囲内に維持されます。

一方、マスターファンドのポートフォリオの、ロング・ポジション(買い・買建て)およびショート・ポジション(売建て・空売り)を含むネットのデュレーションは、通常、－0.5年から0.75年の範囲内に維持されます。

※投資先ファンドのネットのデュレーションの上限(1.75年)が、マスターファンドのネットのデュレーションの上限(0.75年)と比べて、1年分大きくなっているのは、投資先ファンドがスワップ取引を通じて、最大で+1年程度のデュレーションを付加的に取るためです。

(D)クレジット(信用格付)に関する方針

マスターファンドの平均格付は概ねA1/A+と同等もしくはそれ以上に維持されます。

投資先ファンドの信用格付はマスターファンドと同等となることが期待されます。

マスターファンドの投資対象の少なくとも95%以上は、投資時点において、Moody's Investors Service(ムーディーズ社)、Standard & Poor's(スタンダード・アンド・プアーズ社)またはFitch Ratings(フィッチ社)のいずれかからBaa3/BBB－もしくはそれ以上の格付が付与されているもの、もしくは投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあると判断するものに限定されます。

投資適格格付未満の投資対象は、上記の格付機関の少なくとも一つからB3/B－以上の格付が付与されているものとし、マスターファンドの純資産総額の5%以内に限定されます。

マスターファンドの投資対象がこれらの信用ガイドラインを下回って格下げとなった場合には、投資顧問会社は、格下げとなった時点から3ヵ月を超え

ない範囲で、適切と考える方法により当該投資対象の売却を図るものとし
ます。

格付機関により異なる格付が付与されている場合、その中の高い方の格付と
同等の格付をもっているものと見なします。

(E)デリバティブの利用

投資先ファンドは、主として日本円建ての金利スワップ取引を締結するため
にデリバティブを活用します。さらに、投資先ファンドは直接的にあるいはマ
スターファンドへの投資を通じて間接的に、イールドカーブリスク、通貨エク
スポートジャー、デュレーションリスク、キャッシュフローリスクを管理するた
め、および現物証券の代替とするなどの目的で、デリバティブを利用すること
があります。

(F)レポ取引

投資先ファンドは、通常の状態においては、証券の貸付の契約を結びません。
ただし、マスターファンドは、保有する証券の貸付やレポ取引(現金担保付債券
貸付または買戻し条件付債券売り付け)、リバースレポ取引(現金担保付債券借
入または売り戻し条件付債券買入)および三者間レポ取引の契約を結ぶことが
できます。レポ取引は、米国国債等やモーゲージ証券によって102%裏付けさ
れる予定です。これらの取引の最長の契約期間は90日とする予定であり、契約
の担保は日々値洗いされます。

(G)キャッシュ・マネジメント：現金(余裕資金)の運用

投資先ファンドおよびマスターファンドの余裕資金は、主として、短期の米
国国債等、CP(コマーシャル・ペーパー)、銀行債務証券・預金等、割引国債・割
引政府機関債および投資顧問会社により適切と判断されるその他の短期金融
資産を含む現金等価の投資対象に投資されます。

ここに定められた方針は、受託会社の書面による同意が得られれば、今後、改定されることがあ
ります。投資顧問会社は、投資先ファンドおよびマスターファンド各々の資産の投資や再投資に
関する投資顧問の役割を務めます。投資顧問会社は、投資先ファンドとマスターファンドの利益
の為に自己の裁量で、投資制限に従って投資方針を実行に移し、ポートフォリオ運用を行なう権
限を与えられています。

3.投資制限

投資先ファンドの投資はマスターファンドおよび適格投資対象において定義さ
れた投資対象のみに限定されます。さらに、投資先ファンドの投資顧問会社およ
び投資先ファンドは以下の投資は行ないません。

- (a)不動産の購入。
- (b)商品、商品先物および商品に係るオプションを含む取引への参加。
- (c)証券の引き受け。
- (d)極端に流動性の乏しい(投資顧問会社の判断による)証券に、投資先ファンドの純資産総額の15%を超えて投資すること。
- (e)投資先ファンドのポートフォリオにおける有価証券の空売りの時価総額の合計が投資先ファンドの純資産総額を超えること。ただし、デリバティブに関しては、この限りではありません。
- (f)米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産に投資すること。
- (g)原則、投資先ファンドの純資産総額の10%を超えて資金の借入れを行なうこと。

さらに、受託会社および投資顧問会社は、マスターファンドの投資およびその関連取引に関して、以下に掲げる投資制限に従います。

マスターファンドの投資顧問会社およびマスターファンドは以下の投資は行ないません。

- (a)マスターファンドの総資産の5%を超えて、単一発行体へ投資すること。ただし、現金等価の投資対象、「米国国債等」および米国政府およびその政府機関によって発行または保証されているモーゲージ・バック証券へのマスターファンドの投資に関しては、この限りではありません。
- (b)不動産の購入。
- (c)商品、商品先物および商品に係るオプションを含む取引への参加。
- (d)証券の引き受け。
- (e)極端に流動性の乏しい(投資顧問会社の判断による)証券に、マスターファンドの純資産総額の15%を超えて投資すること。
- (f)マスターファンドのポートフォリオにおける有価証券の空売りの時価総額の合計がマスターファンドの純資産総額を超えること。ただし、モーゲージ証券のダラー・ロール(通常、期近の売りと期先の買い)、パススルーのロング・ポジションに対するモーゲージ証券のTBA取引による売り、およびデリバティブに関しては、この限りではありません。
- (g)米国ドル・日本円以外の通貨建ての資産にマスターファンドの純資産総額の原則30%を超えて投資すること。
- (h)原則、マスターファンドの純資産総額の10%を超えて資金の借入れを行なうこと。

いかなる投資制限においても、それが投資先ファンドまたはマスターファンド資産の割合の上限について述べられている場合には、常に、投資がなされる時点で割合制限が遵守されていれば、投資先ファンドまたはマスターファンドの総資産または純資産総額の変動に起因するかもしくは市場の動向を原因とする当該割合の事後的な変動は、当該制限の違反とは見なされないものとします。

これらの制限は、投資顧問会社と協議のうえ、受益者の最善の利益であると判断される場合、少なくとも14日前までに受益者に書面通知を行なうことにより、受託会社によって適宜変更されることがあります。

<参考>

投資先ファンドおよびマスターファンドの主な関係法人

関係	名称	関係業務の内容
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト ・カンパニー	各ファンドの管理・運営等を行ないます。
投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	各ファンドの投資運用業務を各ファンドの受託会社から委託を受けて行ないます。
保管銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ) エス・エー	各ファンドの資産の保管業務を行ないます。また、「事務代行会社」として、各ファンドの会計、純資産価格計算、その他の事務手続きを行ないます。

投資先ファンドの投資顧問会社の運用の体制等について

金利リスク、コンベクシティ、期間構造、クレジット（信用）リスク、流動性リスクおよびセクター配分に関する決定を投資戦略グループ（I S G）が行います。

ポートフォリオの運用は、チーム体制で行われます。主要ポートフォリオ・マネージャーは、各ポートフォリオのポートフォリオ構築プロセスを管理し、ガイドラインの範囲内でI S Gの基本戦略を実行します。ポートフォリオ・マネージャーは一つまたは複数のセクターの専門家（セクタースペシャリスト）であり、個別ポートフォリオの戦略を策定・実行します。

債券の売買執行は、ポートフォリオ・マネージャーが行いますが、ポートフォリオ・マネジメント・チームのために執行するトレーダーによって行われる場合もあります。

債券取引はコンプライアンス関連部署によってモニターされ、ポートフォリオの分析及び管理等のサポートをリスクマネジメント・チームが行っています。

[3]マザーファンドの概要

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

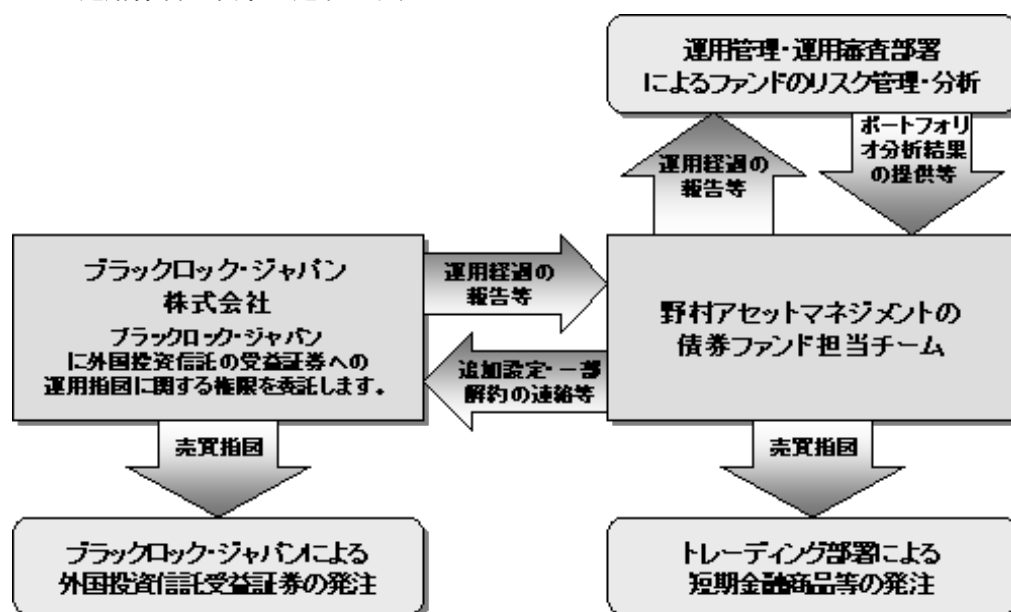
- ①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式への投資は行ないません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

(3) 【運用体制】

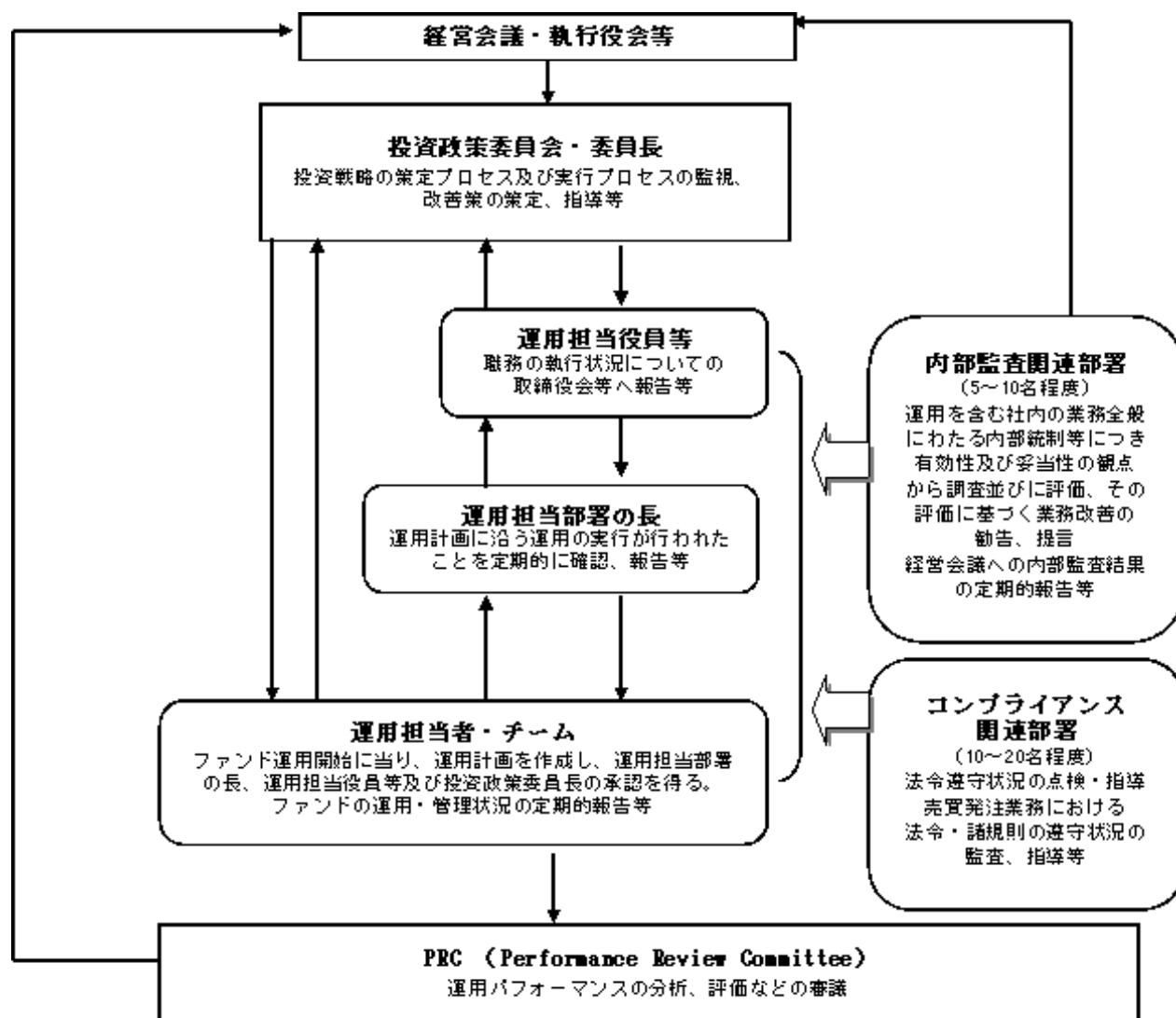
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成21年7月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として短期金利の水準および基準価額の水準等を勘案しながら安定分配を行ないます。
※上記の短期金利の水準とは、当面、各期初の日本円1年LIBORの水準とします。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当収入とは、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◆ファンドの決算日

原則として**4月19日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ③外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

④デリバティブの直接利用は行ないません。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

⑤株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑥公社債の借入れ(約款第24条)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv)上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第32条)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの主要投資対象である外国投資信託の純資産価格は、当該外国投資信託が実質的に投資する公社債などの値動き等により変動します。この結果、ファンドの基準価額は、公社債などの値動き等により変動します。また、決算時の基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合もあります。

■主な変動要因■

【金利変動リスク】

- ◆公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に公社債等に投資する効果を有しますので、金利の変動により、ファンドの基準価額は変動します。なお、ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が実質的に投資する米国ドル建ての債券等には、残存期間の短いものだけでなく10年を超える残存期間の長いものも含まれますが、外国投資信託は、実質的にデリバティブ等を活用し、デュレーションを、通常、－0.5年から1.75年の範囲内に維持することを基本とします。

【信用リスク(デフォルトリスク)】

- ◆公社債等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

【期限前償還リスク(キャッシュフローリスク)】

- ◆外国投資信託が実質的に投資するモーゲージ・バック証券、アセット・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、裏付けとなっている資産が一般にいつでも(個々のローンの債務者によって)繰上げ返済できるため、債券の元本額が通常いつでも繰上げ返済(期限前償還)され得ます。期限前償還によって外国投資信託が受取る繰上げ返済代金を再投資する場合の利率は、一般に繰上げ返済されなければかかる債務について得られたであろう利率よりも低くなる場合が想定されます。また、外国投資信託がこれらの証券をオーバー・パーで実質的に投資している場合、繰上げ返済により、当該証券の元本超過額を限度として外国投資信託の投資元本について損失が生じる場合があります。したがって、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

■その他の変動要因■

【為替変動リスク】

- ◆外国投資信託は、実質的に日本円以外の通貨のほとんどすべてのエクスポージャー(為替変動リスクにさらされている部分)を日本円にヘッジすることを基本としていますが、常時100%為替変動リスクを排除できるとは限りません。したがって、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、外国投資信託において当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが実質的にかかります。この結果、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額が影響を受けることになりますので、ご留意下さい。

【有価証券の貸付等におけるリスク】

- ◆有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《ファンドが目指す投資成果・実際の投資成果についての留意点》**◆ファンドが目指す投資成果について**

ファンドは、各期毎に、各期初の日本円1年金利の水準を上回る投資成果を目指して運用を行なうことを基本としますが、ファンドが目指す投資成果の実現のために、主としてブラックロック・インカム・ファンド 4月号における様々な投資を通じて、金利変動リスク、期限前償還リスク(キャッシュフローリスク)および信用リスク(デフォルトリスク)等のリスクを実質的に負担することになります。

◆ファンドの実際の投資成果について

ファンドは、日本円1年金利の水準を上回る投資成果を目指しますが、ファンドが目指す投資成果の実現を含め、期中・期末における一定の投資成果を保証するものではありません。

① ファンドの実際の投資成果は、期中および期末の基準価額によって変動します。ファンドの基準価額は、主として外国投資信託の運用実績によって変動しますので、ファンドの実際の投資成果は各期毎にファンドが目指す投資成果を上回る場合または下回る場合があります。

② ファンドの実際の投資成果は、期初の日本円1年金利の水準を下回る場合、さらにはマイナスになる場合もあります。

◆ ファンドが各期毎に目指す投資成果を達成することができなくなる主要な要因としては外国投資信託がその投資目標を実現できなかった場合や、資金動向等により外国投資信託への投資比率が低下した場合が想定されます。

◆ なお、各期毎にファンドが目指す超過収益率および各期毎にファンドが目指す投資成果は、每期異なりますので、ご留意下さい。

《その他の留意点》

◆ ファンドの名称中の「短期公社債ファンド」とは、短期の公社債に投資するファンドというのではなく、実質的に公社債に投資し、日本円の「短期」金利水準(日本円1年金利)を上回る投資成果を目指すファンドという主旨で、名づけております。

◆ ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

◆ 市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

◆ コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

◆ ファンドは、日本円1年LIBORをベンチマークとします。ベンチマークは、わが国の金融・債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

◆ 信託期間中において、ファンドが主要投資対象である「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」がその信託を終了させることとなる場合には、ファンドを償還(信託を終了)します。また、信託契約の一部解約によりファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合、その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と委託者が判断した場合は、信託期間の途中でも償還する場合があります。

◆ ファンドの分配金は、前記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

◆ ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約

等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆外国投資信託は、原則、純資産総額の10%を上限として資金の借入れを行なう場合があります。この場合、借入れ金利は外国投資信託が負担することになり、この結果、外国投資信託への投資を通じてファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

◆販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「換金申込不可日」といいます。)には、換金の申込みはできません。

- ・お申込日当日が、ニューヨーク、ルクセンブルグの何れかが休日(銀行および証券会社（東京においては第一種金融商品取引業者）の非営業日)の場合
- ・お申込日の翌営業日が、ニューヨーク、ルクセンブルグの何れかが休日(銀行および証券会社（東京においては第一種金融商品取引業者）の非営業日)の場合

ファンドは、公社債などの値動きのある証券(また、外貨建資産にはこの他に為替変動リスクもあります。)に投資する効果を有しますので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

《外国投資信託のリスク要因》

(A)一般的なリスク要因

投資先ファンドおよびマスターファンドが投資する市場は変動します。また、個々の投資対象の市場価値は大きく変動する場合があります。

投資先ファンドおよびマスターファンドは流動性のある市場における証券に投資しますが、投資後に、取引が減少したり中止されることがあります。

流動性がないことに加えて、投資する証券が不安定なまたは未熟な発行体により発行されたものであったり、非常に投機的なものとなる可能性もあります。

(B)金利変動リスク

マスターファンドが投資する証券および投資先ファンドの適格投資対象は、その存続期間中、すなわち証券が発行されてから償還されるまでの間、当該期間の金利の変動により価格の変動にさらされます。これは金利変動リスクと呼ばれます。一般に、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。金利が変動する際の、債券価格の変動の程度をあらわす指標としてデュレーションを用いることができます。デュレーションの値が大きければ大きいほど、一定の金利変動の下での債券価格の変化も大きいことになります。

従って、投資先ファンドおよびマスターファンドの純資産価値は変動します。

(C)信用リスク(デフォルトリスク)

マスターファンドが投資する債券には、デフォルトリスクの増大が認識された結果証券の価値が低下するリスクや発行者の破産等の理由により、当初目論見書に規定された元利金の支払が期日までに行なわれないリスク(当該債券について債務不

履行となるリスク、当該債券の発行体の倒産により債務の返済が銀行や他の債権者に劣後するリスク)があります。かかるリスクは信用リスク(デフォルトリスク)と呼ばれます。

マスターファンドが投資する債券の一部には、格付機関によって元利金の支払いがデフォルトする可能性が高いとみなされるものがあります。

一般的に、当該債券は高格付の債券よりも高いリターンがありますが、大きな価格変動性およびデフォルトや当該債券の発行体の倒産を含む大きな元利金の損失リスクがあります。

債券の中には、元利金の支払いに関してデフォルトもしくは危機的な状況になるものもあります。

一般的に、広く認知されている格付機関の格付は、格付機関が格付を行なう債券の信用状況についての見解を示しています。

ただし、格付は相対的および主観的なものであり、格付機関は元利金の支払いに関する信用リスクを評価しているに過ぎず、当該格付が債券の信用状況についての絶対的な基準でも市場価格リスクを評価しているものでもありません。

格付機関は格付後に起きる事象を反映して、発行体の格付をタイムリーに変更しない可能性もあります。

(D) キャッシュフローリスク(期限前償還リスク)

モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、金利および満期に関して伝統的な債券とは異なる特徴があります。主な相違点は、裏付けとなっている資産が一般にいつでも(個々のローンの債務者によって)繰上げ返済できるため、債券の元本額が通常いつでも繰上げ返済され得るということです。マスターファンドのポートフォリオの加重平均満期の算出にあたっては、保有されるモーゲージ・バック証券、アセット・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券の満期は、繰上げ返済を考慮に入れた平均年限の推定値に基づきます。特にモーゲージ関連証券の平均年限は、予定された元本の返済とモーゲージの繰上げ返済の結果、証券の裏付けとなるモーゲージ・プールの本来の満期よりも大幅に短くなる傾向があります。一般に、アセット・バック証券を裏付ける担保資産は、モーゲージ・ローンよりも満期が短く、繰上げ返済発生の可能性の程度は低くなっています。

多くのコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、繰上げ返済禁止や利回り維持の条項、取消し条項、ローン残高に応じて時間の経過とともに低減していく返済ペナルティ条項など、繰上げ返済に対する厳格な制約条件を課されております。従って、コマーシャル・モーゲージ・バック証券が繰上げ返済に遭遇するにしても、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券の場合と比較して繰上げ返済の可能性は、より少ないものとなります。

繰上げ返済と金利の相関関係ゆえに、高金利のモーゲージ・バック証券、アセット・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券は、年限が同様の伝統的な債券に比べて、価格上昇の潜在性は低いものとなります。さらに金利の低下期において、繰上げ返済の割合は上昇する傾向にあります。かかる期間において、マスターファンドが受取る繰上げ返済代金を再投資する場合の利率は、一般に繰上げ返済されなければかかる債務について得られたであろう利率よりも低くなります。これらの理由およびその他事由により、アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券およびコマーシャル・モーゲージ・バック証券からの総合的な収益および満

期について正確に予想するのは困難です。マスターファンドが当該証券をオーバー・パーで実質的に投資している場合、繰上げ返済(ペナルティなしの場合もあります。)により、当該証券の元本超過額を限度として投資先ファンドおよびマスターファンドの投資元本について損失が生じる場合があります。

(E)レバレッジ

マスターファンドは、資金の借入れ、および様々な貸越枠やリバースレポ取引、ダラー・ロール(通常、期近の売りと期先の買い)、その他のレバレッジを利用することがあります。

レバレッジは、マスターファンドの総合的な収益を高める機会を提供する一方で、潜在的に損失を増大させる効果もあります。借り入れた資金により投資された対象から受け取るインカム収入や値上り益が、資金借り入れのコストよりも低かった場合にはマスターファンドの純資産は減価します。したがって、マスターファンドの投資対象に悪影響を及ぼすいかなる事象もマスターファンドがレバレッジを使用している分だけ増幅されます。

マスターファンドの投資対象に悪影響を及ぼす市場において、マスターファンドがレバレッジを使用する場合の累積される影響は、マスターファンドがレバレッジを利用しない場合と比較して、大きな損失となる可能性があります。加えて、マスターファンドへの貸し手は、その契約上マスターファンドのレバレッジを減らすこととなる要求ができるため、マスターファンドは投資しているものを、通常の状況よりも低い価格で緊急的に売却しなければならない事態も生じます。

資金の貸し手がマスターファンドに対して要求すべき権利を保有している場合、その権利はマスターファンドの投資家の権利に優先するものとなります。その結果、仮にマスターファンドの損失が投資元本を上回る損失となった場合は、投資家はすべての投資資金を失うこともありえます。

(F)政府関連の債券への投資

マスターファンドは、国債や政府機関債に投資することができます。これらの債券の発行者や債務の返済を管理する政府機関であっても、当然支払うべき元利金の支払いを行なわなかったり、支払いを遅延させたりする場合があります、デフォルトの発生時に、マスターファンドの法的な元利金請求権が制限されることもあります。

政府のこうした行動は、マスターファンドが投資しているいかなるものの価値にも大きな影響を及ぼすことがあります。

(G)デリバティブ

マスターファンドは、特定の証券、通貨、金利、指数などに対して、投資成果を修正または代替することを目的として、レバレッジをかけて、もしくはレバレッジをかけないで、様々なデリバティブを利用することがあります。

デリバティブは一般に取引相手のリスクがあり、また取引相手によっては期待される方法で執行できないこともあり、そのため投資家にとって大きな損益につながる場合があります。

デリバティブは全てが金利や信用リスクの変動などの付加的なリスクを負っており、その結果、一部または全てを損失することもあります。

デリバティブの中には、高いレバレッジが内包されているものもあり、これらは多くの場合、市場の動きを増幅させたり、投資額よりも大きな損失につながる場合もあります。

(H)流動性および評価

マスターファンドは、法的または譲渡に関するその他の制限に従い、あるいは流動性のない債券に投資することがあります。

そのような場合、当該債券の市場価格はより大きく変動し、マスターファンドは売却しようとしたときに売却できない可能性があり、または売却時点で適正価格で売却できない可能性があります。

特に、モーゲージ・バック証券およびその他の証券の市場は過去において、ある種の債券が著しく流動性のない状況となったことがあります。

結果として、マスターファンドが保有する債券の適正な市場価格を計算することは難しくなります。

流動性のない債券はスプレッドが開きやすい傾向があります。

公正な評価を行なっても正確でない場合や、価格は時点によって著しく変化することがあります。

(I)通貨取引

投資先ファンドは、直接的にあるいはマスターファンドへの投資を通じて間接的に、将来の異なる通貨間等の交換を米国ドルまたは日本円との間の為替レートの変化に対するヘッジとして活用することができます。

この取引は、ある特定の通貨と他の通貨を、契約締結時に定められた将来の特定の時点において特定の価格で購入・売却する契約を通じて行われます。

為替変動リスクをヘッジすることはコストがかかり、投資先ファンドとマスターファンドの収益性を減少させる可能性があります。また、当該戦略が効果的である保証はありません。

(J)先物取引

先物市場は大きく変動する市場です。

投資先ファンドは、直接的にあるいはマスターファンドへの投資を通じて間接的に、先物取引およびオプション取引を締結するという点で、投資先ファンドとマスターファンドの収益性は先物市場を正しく分析する投資顧問会社の能力にある程度依存します。

先物市場は需給関係の変化や金利の変化、その他の要因によって影響を受けます。

(K)スワップ

投資先ファンドが直接あるいはマスターファンドへの投資を通じて間接的に行なうスワップへの投資は、取引相手との間で、それぞれの利益や遂行義務の全てまたは一部の交換を伴うものです。

投資先ファンドおよびマスターファンドがスワップ取引を利用することは、取引相手のデフォルトリスクにさらされることになります。

(L)オプション取引

オプションの購入・売却とは、特定時点または特定期間において特定の価格で、原証券またはその他の金融商品を購入または売却する権利または義務に応じたプレミアムの支払いまたは受け取りを指します。

オプションの購入は、原証券が期待通りの値動きをしなかった場合には、オプションは価値がなくなり、投資家が支払ったプレミアムは損失となります。

一方、オプションの売却は、原証券の価格変動によっては受け取ったプレミアム以上の損失を被る潜在的なより大きな危険性を含んでいます。

(M)空売り

空売りとは、現時点において保有または保有していない証券を借り入れて売却することで、後日、借り入れた当該証券を返却する義務が生じます。

取引コストや証券の借入れコスト以上に市場価格が下落した場合、空売りを行なった投資家は利益を得ることができます。

ただし、空売りポジションを解消するためには、借り入れた証券を市場価格で買戻し、借り入れた証券を返却しなければならないため、借り入れた証券の価格が上昇した場合は、損失を被ることがあります。

また、空売りポジションの解消のための証券の買戻し自体がその価格の上昇を引き起こすことがあり、それにより損失が拡大することがあります。

加えて、直近の売り約定価格を下回る価格での空売りを禁止するルールがあるため、マスターファンドは最良のタイミングで空売りを執行できないことがあります。

(N)集中

マスターファンドは投資制限の範囲内において、単一の発行体、産業、国の証券に資産を投資することによって、集中投資することができます。

マスターファンドがこれらの方法によって集中投資している場合、当該発行体、産業、国の事業の悪化要因がマスターファンドに及ぼす悪影響は、集中投資をしていない場合と比べてかなり大きくなります。

(O)回転率

マスターファンドは短期的な市場の動向によって、その投資を行なうことがあります。取引コストを含めて、マスターファンドの回転率は大きくなる可能性があります。

投資目的の実行は市場環境その他の要因により全部または一部分が制限されることがあります。

投資先ファンドおよびマスターファンドの投資目的が達成される保証はありません。

投資先ファンドおよびマスターファンドの投資対象には、市場価格の変動に起因する市場リスクその他のリスクがあります。また、その他の運営上のリスクがあります。

投資先ファンドおよびマスターファンドが得た利益、被った損害および発生した費用のすべてが各投資先ファンドおよびマスターファンドの受益者に帰属することにご注意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

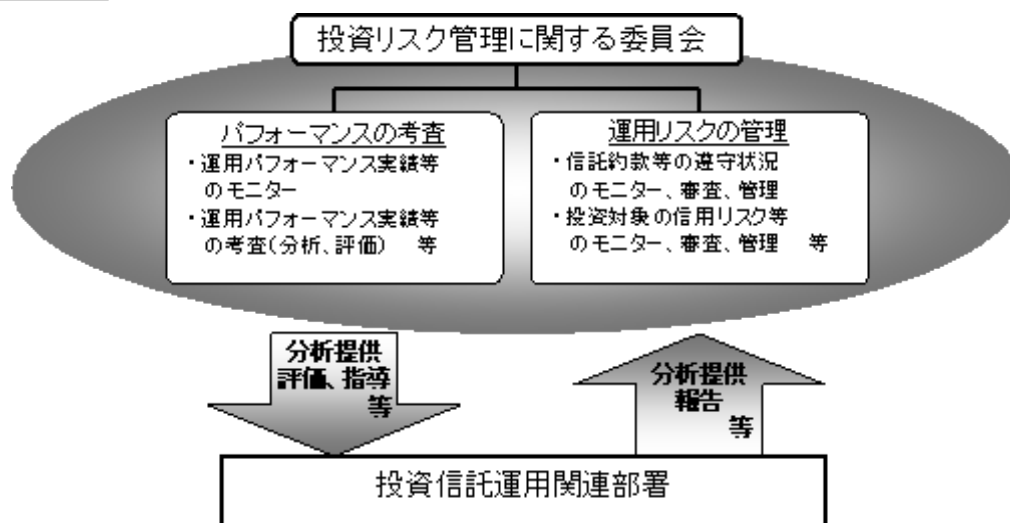
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は平成21年7月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.63%(税抜年0.60%)以内の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、年0.63%(税抜年0.60%)以内の率ですが、平成21年4月21日以降適用する信託報酬率は、金利水準等を勘案し、年0.3675%(税抜年0.35%)とし、その配分は信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。ただし、信託報酬率は、年0.63%(税抜年0.60%)の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

純資産総額	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
250億円以下の部分	年0.13%	年0.20%	年0.02%
250億円超500億円以下の部分	年0.11%	年0.22%	年0.02%
500億円超の部分	年0.08%	年0.25%	年0.02%

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.09%以内の率で、当面、次の率を乗じて得た額とします。ただし、年0.09%の率を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.06%
500億円超の部分	年0.04%

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託の受益証券に関しても下記の管理報酬等がかかります。

(参考)外国投資信託における管理報酬等

「第4回 野村短期公社債ファンド」の投資対象である外国投資信託「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」の主な費用は、外国投資信託の純資産総額に対して年0.25%以内の率(以下「管理報酬率」といいます。)を乗じて得た額と

します。平成21年4月21日以降適用する管理報酬率は、金利水準等を勘案し、純資産総額に応じて年0.185%以内の率とし、その配分は次の通りとします。ただし、各計算期間に適用する管理報酬率は、年0.25%を上限とする範囲内で金利水準等を勘案して見直す場合があります。なお、「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」の主要投資対象である「ブラックロック・インカム マスターファンド」の受託会社、投資顧問会社および保管銀行は、各々「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」の受託会社、投資顧問会社および保管銀行と同じです。上記の主な費用および下記の配分は「ブラックロック・インカム マスターファンド」の主な費用を含む実質ベースの値です。

外国投資信託の純資産総額	管理報酬	管理報酬の配分		
		<受託会社>	<投資顧問会社>	<保管銀行>
250億円以下の部分	年0.185%	年0.02%	年0.13%	年0.035%
250億円超500億円以下の部分	年0.155%	年0.02%	年0.10%	年0.035%
500億円超の部分	年0.135%	年0.02%	年0.08%	年0.035%

「外国投資信託の保管銀行」は「外国投資信託の事務代行会社」および「外国投資信託の販売会社」を兼ねており、事務代行報酬、販売会社報酬は上記保管銀行の配分に含まれています。「外国投資信託の受託会社」、「外国投資信託の投資顧問会社」、「外国投資信託の保管銀行、事務代行会社・販売会社」の毎年の報酬に加えて、上記の他、外国投資信託の監査費用等の費用も外国投資信託から支払われます。なお、申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。
- ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、

20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の
配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

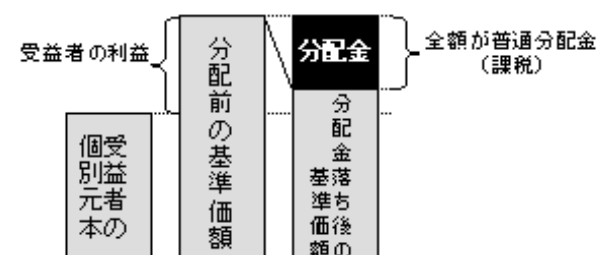
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—————	普通分配金×10%※ ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	—————	換金時の差益（譲渡益）※ ² に対して10%※ ¹
償還時	所得税および地方税	—————	償還時の差益（譲渡益）※ ² に対して10%※ ¹

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成21年5月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	20,276,934	3.11
	ケイマン	618,245,180	94.97
	小計	638,522,114	98.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,449,238	1.91
合計(純資産総額)		650,971,352	100.00

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND APRIL SERIES」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	594,715,650	96.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	22,586,830	3.65
合計(純資産総額)		617,302,480	100.00

「野村マネー マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,549,247,053	88.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	453,262,656	11.32
合計(純資産総額)		4,002,509,709	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	BLACKROCK INCOME FUND APRIL SERIES	89,110	6,901	614,948,110	6,938	618,245,180	94.97
2	日本	投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	19,996,977	1.0137	20,270,935	1.0140	20,276,934	3.11

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND APRIL SERIES」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	BLACKROCK INCOME MASTER FUND	82,945	9,993.62	828,921,118	7,170.00	594,715,650	96.34

「野村マネー マザーファンド」

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 6 回	650,000,000	99.99	649,989,956	99.99	649,989,956	—	2009/6/1	16.23
2	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 7 回	600,000,000	99.99	599,974,974	99.99	599,974,974	—	2009/6/8	14.98
3	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 9 回	200,000,000	99.99	199,980,755	99.99	199,980,755	—	2009/6/15	4.99
4	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 1 2 回	200,000,000	99.98	199,971,665	99.98	199,971,665	—	2009/6/22	4.99
5	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 1 3 回	200,000,000	99.98	199,962,299	99.98	199,962,299	—	2009/6/29	4.99
6	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 1 4 回	200,000,000	99.97	199,951,967	99.97	199,951,967	—	2009/7/6	4.99
7	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 1 6 回	200,000,000	99.97	199,945,964	99.97	199,945,964	—	2009/7/13	4.99
8	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 1 9 回	200,000,000	99.96	199,939,331	99.96	199,939,331	—	2009/7/21	4.99
9	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 2 0 回	200,000,000	99.96	199,931,520	99.96	199,931,520	—	2009/7/27	4.99
10	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 2 8 回	200,000,000	99.95	199,906,200	99.95	199,906,200	—	2009/8/31	4.99
11	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 2 7 回	200,000,000	99.95	199,905,536	99.95	199,905,536	—	2009/8/24	4.99
12	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 2 4 回	200,000,000	99.95	199,904,000	99.95	199,904,000	—	2009/8/17	4.99
13	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 2 1 回	150,000,000	99.96	149,944,296	99.96	149,944,296	—	2009/8/3	3.74
14	日本	国債 証券	国庫短期証 券 第 2 2 回	150,000,000	99.95	149,938,590	99.95	149,938,590	—	2009/8/10	3.74

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	98.08
合計		98.08

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND APRIL SERIES」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	96.34
合計		96.34

「野村マネー マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	88.67
合計		88.67

- ②【投資不動産物件】
該当事項はありません。
- ③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期 (2007年4月19日)	1,837	1,847	1.0000	1.0055
第5期 (2008年4月21日)	1,512	1,525	0.9174	0.9256
第6期 (2009年4月20日)	654	664	0.7067	0.7176
2008年5月末日	1,523	—	0.9207	—
6月末日	1,482	—	0.8958	—
7月末日	1,299	—	0.8473	—
8月末日	1,281	—	0.8380	—
9月末日	1,107	—	0.8192	—
10月末日	1,060	—	0.7917	—
11月末日	970	—	0.7497	—
12月末日	711	—	0.7343	—
2009年1月末日	695	—	0.7323	—
2月末日	678	—	0.7228	—
3月末日	664	—	0.7168	—
4月末日	646	—	0.7018	—
5月末日	650	—	0.7101	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第4期	0.0055370 円
第5期	0.0082000 円
第6期	0.0109000 円

③【収益率の推移】

期	収益率
第4期	0.7 %
第5期	△7.4 %
第6期	△21.8 %

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年4月22日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、申込約定日(ファンドの決算日)の基準価額とします。

追加設定は、年1回の決算日を申込約定日とし、その翌営業日に行ないます。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および取得申込みの受付を延期(取得申込約定日が延期されます。ただし、各取得申込期間の最終日は延期されません。)する場合があります。

<申込手数料>

申込手数料はありません。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「解約申込不可日」といいます。)には、解約の申込みができません。

- ・お申込日当日が、ニューヨーク、ルクセンブルグの何れかが休日(銀行および証券会社（東京においては第一種金融商品取引業者）の非営業日)の場合
- ・お申込日の翌営業日が、ニューヨーク、ルクセンブルグの何れかが休日(銀行および証券会社（東京においては第一種金融商品取引業者）の非営業日)の場合

解約申込不可日については、後述のサポートダイヤルでもご確認頂けます。

手取り額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から、所得税および地方税を差し引いた金額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える解約は行なえません。

また、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。ただし、海外の休日・解約に伴なう外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払い開始日が遅延する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンド営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年4月19日までとします(平成15年4月22日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

- (i) 委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、この信託が主要投資対象とする「ブラックロック・インカム・ファンド 4月号」がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」(i)および(ii)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えときは、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」(i)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、「(a)ファンドの繰上償還条項」(ii)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(d)信託約款の変更」(iv)に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続しま

す。

- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

- (i)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (ii)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取り下さい。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1万口単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合1口単位)で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

第4回 野村短期公社債ファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号および平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第5期計算期間(平成19年4月20日から平成20年4月21日まで)については内閣府令第50号および内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第6期計算期間(平成20年4月22日から平成21年4月20日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則および内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号および平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第5期計算期間(平成19年4月20日から平成20年4月21日まで)については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則および内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6期計算期間(平成20年4月22日から平成21年4月20日まで)については内閣府令第61号および内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
- また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成19年4月20日から平成20年4月21日まで)および第6期計算期間(平成20年4月22日から平成21年4月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 平成20年 4月21日現在	第6期 平成21年4月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,906,559	25,873,291
投資信託受益証券	1,435,910,046	620,248,078
親投資信託受益証券	20,176,949	20,270,935
未収利息	1,078	79
流動資産合計	1,528,994,632	666,392,383
資産合計	1,528,994,632	666,392,383
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,518,771	10,099,574
未払受託者報酬	173,002	82,357
未払委託者報酬	2,854,467	1,358,800
その他未払費用	17,241	8,176
流動負債合計	16,563,481	11,548,907
負債合計	16,563,481	11,548,907
純資産の部		
元本等		
元本	1,648,630,721	926,566,448
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,199,570	△271,722,972
（分配準備積立金）	611,475	884,740
元本等合計	1,512,431,151	654,843,476
純資産合計	1,512,431,151	654,843,476
負債純資産合計	1,528,994,632	666,392,383

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期 自 平成19年 4月20日 至 平成20年 4月21日	第6期 自 平成20年 4月22日 至 平成21年 4月20日
営業収益		
受取配当金	20,044,029	14,470,358
受取利息	354,324	156,615
有価証券売買等損益	△140,589,068	△294,984,624
営業収益合計	△120,190,715	△280,357,651
営業費用		
受託者報酬	369,009	225,872
委託者報酬	6,088,428	3,726,684
その他費用	36,779	22,461
営業費用合計	6,494,216	3,975,017
営業利益	△126,684,931	△284,332,668
経常利益	△126,684,931	△284,332,668
当期純利益	△126,684,931	△284,332,668
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△4,003,794	△99,255,943
期首剰余金又は期首欠損金（△）	421	△136,199,570
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	60,817,738
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	60,817,738
剰余金減少額又は欠損金増加額	83	1,164,841
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	1,164,841
分配金	13,518,771	10,099,574
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△136,199,570	△271,722,972

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第5期 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	第6期 自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成19年4月20日から平成20年4月21日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成20年4月22日から平成21年4月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 平成20年4月21日現在	第6期 平成21年4月20日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,648,630,721 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 926,566,448 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 136,199,570 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 271,722,972 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9174 円 (10,000口当たり純資産額 9,174 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7067 円 (10,000口当たり純資産額 7,067 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	第6期 自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
1 運用の外部委託費用	1 運用の外部委託費用

信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,050,378 円			信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 630,525 円		
2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額14,198,664円(10,000口当たり86円11銭)のうち、13,518,771円(10,000口当たり82円00銭)を分配金額としております。			2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額11,025,680円(10,000口当たり118円98銭)のうち、10,099,574円(10,000口当たり109円00銭)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,878,562円	費用控除後の配当等収益額	A	10,643,567円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	68,418円	収益調整金額	C	41,366円
分配準備積立金額	D	251,684円	分配準備積立金額	D	340,747円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	14,198,664円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	11,025,680円
当ファンドの期末残存口数	F	1,648,630,721口	当ファンドの期末残存口数	F	926,566,448口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	86円11銭	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	118円98銭
10,000口当たり分配金額	H	82円00銭	10,000口当たり分配金額	H	109円00銭
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	13,518,771円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	10,099,574円

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	第6期 自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第5期 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日	第6期 自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
期首元本額 1,837,515,194 円	期首元本額 1,648,630,721 円

期中追加設定元本額	224,860,659 円	期中追加設定元本額	14,102,188 円
期中一部解約元本額	413,745,132 円	期中一部解約元本額	736,166,461 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第5期 自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日		第6期 自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	1,435,910,046	△137,039,605	620,248,078	△197,456,573
親投資信託受益証券	20,176,949	115,982	20,270,935	93,986
合計	1,456,086,995	△136,923,623	640,519,013	△197,362,587

3 デリバティブ取引関係

第5期(自 平成19年4月20日 至 平成20年4月21日)

該当事項はありません。

第6期(自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成21年4月20日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成21年4月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	BLACKROCK INCOME FUND APRIL SERIES		620,248,078	
投資信託受益証券計	銘柄数：1		620,248,078	
	組入時価比率：94.7%		96.8%	
親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド		20,270,935	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		20,270,935	
	組入時価比率：3.1%		3.2%	
合計			640,519,013	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

野村マネー マザーファンド

当ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「野村マネー マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成21年4月20日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	483,808,294
国債証券	2,299,353,093
現先取引勘定	899,820,000
未収利息	1,495
流動資産合計	3,682,982,882
資産合計	3,682,982,882
負債の部	
流動負債	
未払金	149,957,300
未払解約金	49,000,000
流動負債合計	198,957,300
負債合計	198,957,300
純資産の部	
元本等	
元本	3,436,806,295
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	47,219,287
元本等合計	3,484,025,582
純資産合計	3,484,025,582
負債純資産合計	3,682,982,882

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成20年4月22日 至 平成21年4月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年6月15日)の規定によっております。

(その他の注記)

平成21年4月20日現在	
1 期首	平成20年4月22日
期首元本額	1,999,625,041 円
期首より平成21年4月20日までの期中追加設定元本額	1,675,208,609 円
期首より平成21年4月20日までの期中一部解約元本額	238,027,355 円
期末元本額	3,436,806,295 円
期末元本額の内訳*	
野村アフリカ株投資 マネープール・ファンド	18,909,259 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	427,505,561 円
野村新中国株投資 マネープール・ファンド	372,861,893 円
野村世界高金利通貨投信	939,618,697 円
野村新世界高金利通貨投信	794,675,673 円
コインの未来(毎月分配型)	3,965,894 円
コインの未来(年2回分配型)	991,474 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	890,472 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	890,472 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	890,472 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	91,709,436 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	2,220,687 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	681,011 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	94,206,475 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型	226,480,458 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	43,634,031 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	87,495,066 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	18,930,123 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	1,332,413 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	266,483 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	16,018,556 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型	32,017,371 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	9,178,840 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	10,817,213 円
第1回 野村短期公社債ファンド	29,994,967 円
第2回 野村短期公社債ファンド	20,038,890 円
第3回 野村短期公社債ファンド	10,082,895 円
第4回 野村短期公社債ファンド	19,996,977 円
第5回 野村短期公社債ファンド	20,016,966 円
第6回 野村短期公社債ファンド	10,032,967 円
第7回 野村短期公社債ファンド	10,025,962 円
第8回 野村短期公社債ファンド	30,013,971 円
第9回 野村短期公社債ファンド	20,011,918 円
第10回 野村短期公社債ファンド	20,041,952 円
第11回 野村短期公社債ファンド	10,035,952 円
第12回 野村短期公社債ファンド	30,082,885 円
野村日本株ニュートラル投信(適格機関投資家転売制限付)	10,241,963 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0137 円
(10,000口当たり純資産額)	10,137 円)

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成21年4月20日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成21年4月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫短期証券 第1回	150,000,000	149,970,990	
	国庫短期証券 第3回	150,000,000	149,970,561	
	国庫短期証券 第5回	150,000,000	149,964,270	
	国庫短期証券 第6回	150,000,000	149,953,443	
	国庫短期証券 第7回	150,000,000	149,945,868	
	国庫短期証券 第9回	150,000,000	149,949,170	
	国庫短期証券 第12回	150,000,000	149,939,690	
	国庫短期証券 第13回	150,000,000	149,931,906	
	国庫短期証券 第14回	150,000,000	149,922,936	
	国庫短期証券 第16回	150,000,000	149,921,073	
	国庫短期証券 第19回	150,000,000	149,920,050	
	政府短期証券 第564回	500,000,000	499,983,341	
	政府短期証券 第565回	150,000,000	149,979,795	
国債証券計	銘柄数：13	2,300,000,000	2,299,353,093	
	組入時価比率：66.0%		100%	
合計			2,299,353,093	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年5月29日現在

I	資産総額	651,251,652	円
II	負債総額	280,300	円
III	純資産総額(I－II)	650,971,352	円
IV	発行済口数	916,782,060	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	0.7101	円

<ご参考>

「BLACKROCK INCOME FUND APRIL SERIES」

I	資産総額	1,580,629,501	円
II	負債総額	963,327,021	円
III	純資産総額(I－II)	617,302,480	円
IV	発行済口数	89,120	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	6,927	円

「野村マネー マザーファンド」

I	資産総額	4,973,401,959	円
II	負債総額	970,892,250	円
III	純資産総額(I－II)	4,002,509,709	円
IV	発行済口数	3,947,355,800	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	1.0140	円

第5【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4期	307,012,206	1,033,242,526	1,837,515,194
第5期	224,860,659	413,745,132	1,648,630,721
第6期	14,102,188	736,166,461	926,566,448

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成21年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

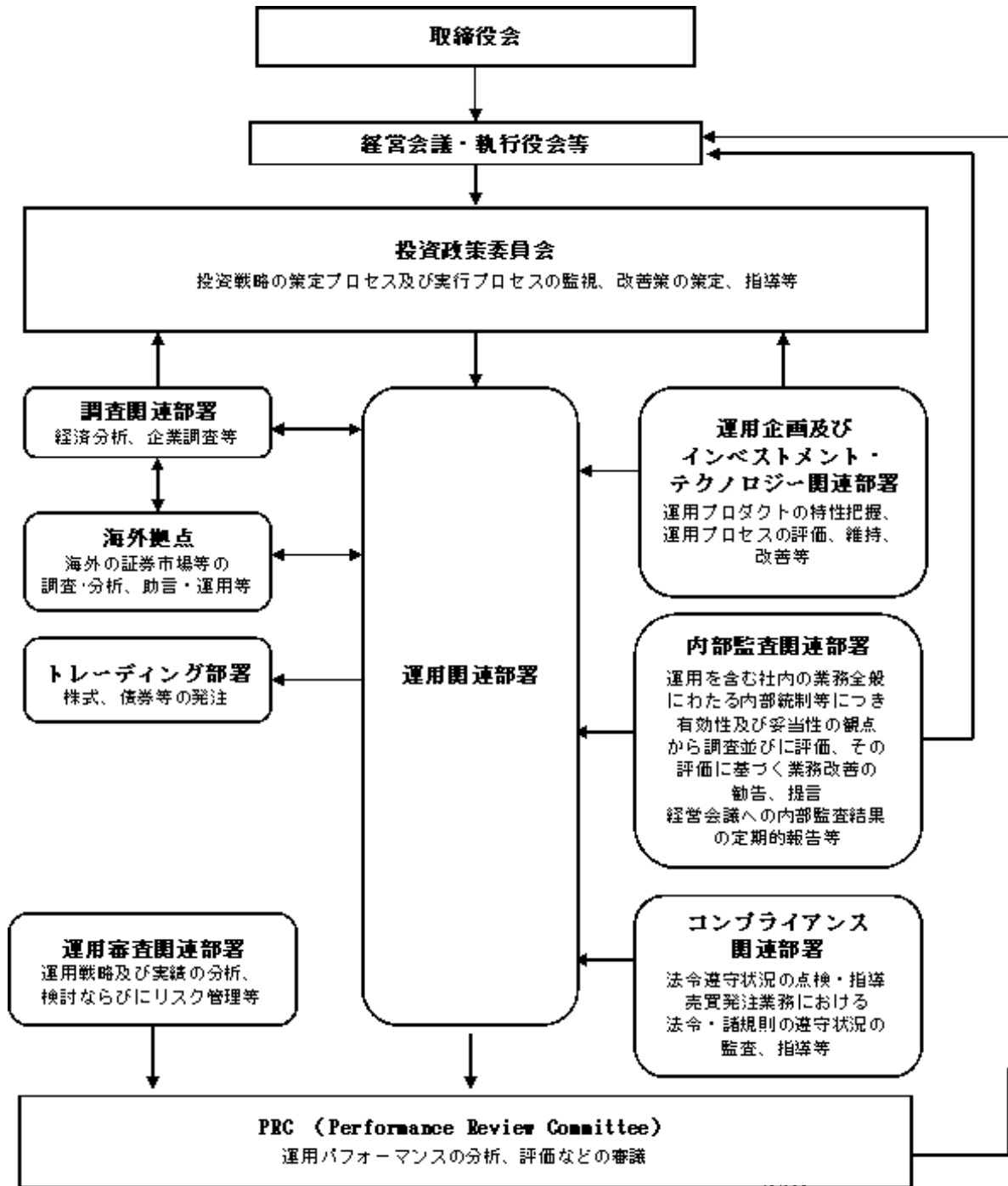
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成21年5月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	572	8,873,175
単位型株式投資信託	23	254,092
追加型公社債投資信託	20	4,929,661
単位型公社債投資信託	0	0
合計	615	14,056,928

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第49期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第50期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			—		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			△7		△4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産			1,972		2,183
建物	※2	800		710	
器具備品	※2	1,171		1,472	
無形固定資産			8,857		12,407
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産			45,424		28,519
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	※3	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			—		12,000
預り金			148		95
未払金	※ 1		12,848		5,750
未払収益分配金		5		5	
未払償還金		105		82	
未払手数料		6,115		3,275	
その他未払金		6,622		2,387	
未払費用	※ 1		8,363		4,849
未払法人税等	※ 4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本			81,714		61,810
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			△250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	※ 2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	※ 1	—		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		—		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	※ 3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		—	
退職給付制度移行損失		—		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△11,000
当期変動額合計	—	△11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	11,000
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,883	△3,040
当期変動額合計	△5,883	△3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△610	△250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	△250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△5,522	△2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△6,259	△22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8. 消費税等の会計処理方法 (同左) 9. 連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	-----
(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理) 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。	-----
-----	(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。	-----
(損益計算書関係) 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。 3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	-----

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	-----
-----	(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,119百万円 未払費用 585
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260
※ 3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	
※ 4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。	

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円
※ 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※ 2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※ 3. 固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56	※ 3. 固定資産除却損 器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円

1株当たり配当額 2,500円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月2日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 700円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月1日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4.固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 1,453百万円 減価償却累計額相当額 814 減損損失累計額相当額 — 期末残高相当額 639 ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 281百万円 1年超 368 合計 650 リース資産減損勘定期末残高 一百万円 ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 332百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 減価償却費相当額 309 支払利息相当額 19 減損損失 — ④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 1,343百万円 減価償却累計額相当額 980 減損損失累計額相当額 — 期末残高相当額 363 ② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 180百万円 1年超 195 合計 375 リース資産減損勘定期末残高 一百万円 ③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 296百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 減価償却費相当額 276 支払利息相当額 14 減損損失 — ④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左) ⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 4百万円 1年超 5 合計 9	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 6百万円 1年超 3 合計 9

◇ 有価証券関係

1. 売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
該当事項はありません。	(同左)

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

4. その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)			当事業年度末 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他(※1)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	—	—	—	—	—	—
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
小計	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (※1) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2. 及び3. を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	6,300	—	6,813	—
合計	6,300	—	6,813	—

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	3,400	1	1,017	—
合計	3,400	1	1,017	—

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇ デリバティブ取引関係

１．取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 ②ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ③ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 (同左) ①ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ②ヘッジ方針 (同左) ③ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 (同左) (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 前事業年度末(平成20年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	—	2,787	△96
市場取引 以外の取引	スワップ取引 短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	4,663	—	△6	△6
合計		7,354	—	2,781	△102

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(2) 当事業年度末(平成21年3月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ. 退職給付債務	△13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△5,359
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト+チ)	△5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	△148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	△11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△4,620
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	△139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)		当事業年度末 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197	退職給付引当金	1,894
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508	投資有価証券評価減	616
投資有価証券評価減	673	ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	273	賞与引当金	442
子会社株式売却損	196	未払確定拠出年金掛金	328
賞与引当金損金算入限度超過額	709	タックスヘイブン税制	271
事業税	350	減価償却超過額	262
時効後支払損引当金	191	子会社株式売却損	196
繰延ヘッジ損失	173	時効後支払損引当金	189
その他	107	その他	85
繰延税金資産計	6,266	繰延税金資産小計	5,682
繰延税金負債		評価性引当金	△1,924
有価証券評価差額金	3,561	繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債計	3,561	繰延税金負債	
繰延税金資産(純額)	2,705	繰延ヘッジ利益	173
		有価証券評価差額金	1,448
		繰延税金負債計	1,621
		繰延税金資産(純額)	2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン課税	4.7%	タックスヘイブン税制	△0.1%
外国税額控除	△1.1%	外国税額控除	△5.9%
その他	0.9%	評価性引当金の増減額	16.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%	その他	△0.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	—	—
								資金の回収	71,000	—	—
								貸付金利息 の受入	33	—	—

２．役員及び個人主要株主等
該当はありません。

３．子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

４．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。
- (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	---	-------------	------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

◇ 1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,811円16銭	1株当たり純資産額	12,453円43銭
1株当たり当期純利益	2,356円90銭	1株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成21年4月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊平成21年4月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
ブラックロック・ジャパン株式会社	2,989百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

＊平成21年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務[※]、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

※一般コースのみを取り扱う販売会社は、収益分配金の再投資に関する事務を行ないません。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成20年7月15日	有価証券報告書
平成21年1月13日	半期報告書
平成21年3月4日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治 ⑩
-------------------	-------	-----------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一 ⑩
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ⑩
-------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高 尾 幸 治 ⑨
業務執行社員代表社員 公認会計士 英 公 一 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第4回 野村短期公社債ファンドの平成19年4月20日から平成20年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第4回 野村短期公社債ファンドの平成20年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている第4回 野村短期公社債ファンドの平成20年4月22日から平成21年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第4回 野村短期公社債ファンドの平成21年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)